

～取引適正化推進のための説明会～

繊維産業流通構造改革推進協議会では、繊維産業における取引慣行の見直しと整備、SCMの最適化を目指した「TAプロジェクト取引ガイドライン」の普及啓発活動を実施しております。標記説明会を開催する運びとなりましたので、ご案内させていただきます。

関係法令の運用が下記の通り強化されています。

- 1.平成28年9月 未来志向型の取引慣行に向けて（「世耕プラン」）
- 2.平成28年12月 下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正
（違反事例を66事例から141事例に増加）
- 3.平成28年12月 中小企業庁と公正取引委員会において手形関連通達の改正
（支払いは可能な限り現金、手形サイトは将来的に60日以内とするよう努める）

昨年来の日本の産業界全体で適正取引の推進に向けた取組が広がっており、今年3月には繊維業界でもサプライチェーン全体の取引適正化に向けた活動を推し進めるため「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」が策定・公表されました。

新しい関係法令やガイドラインについて、また、不透明な取引について、法令違反に当たるケースなどの事例を交えて解説いたします。

皆さまの奮ってのご参加をお待ちしております。

開催日	平成30年 2月23日（金）13：00～15：30
会場	庄内産業振興センター会議室 マリカ東館第1研修室 （山形県鶴岡市末広町3番1号）
参加料	無料
テーマ	①「下請法」「独占禁止法」違反事例について ②「取引ガイドライン」と「自主行動計画」について
講師	①庄崎裕太氏 大江橋法律事務所 弁護士 ②酒井直樹氏 コンサルタント *講師は変更となる可能性がございます。予めご了承ください。
お申込み	参加希望の方は、HPよりお申込ください。 https://fispago.jp/
お問い合わせ	繊維産業流通構造改革推進協議会（SCM推進協議会） TEL 03-3599-0720 FAX 03-3599-0721 http://fispago.jp/

説明会は、上記鶴岡開催の他、2月22日（木）山形、全国にて開催を予定しています。
詳細はHP（<https://fispago.jp/>）をご覧ください。